

(参考1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)

1 地域の類型ごとの基準値

地域の類型	用途地域	基準値
I	・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・田園住居地域 ・都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70 dB 以下
II	・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域	75 dB 以下

2 基準値の測定・評価方法

- (1) 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
- (2) 測定は、屋外において原則として地上1.2mの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
- (3) 評価は、(1)のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。

(参考2) 新幹線鉄道振動に係る指針等

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和51年3月12日環大特第32号)

1 指針

- ・70デシベルを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。

2 測定方法等

- ア 測定は、上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの振動のピークレベルを読み取って行うこと。
- イ 振動の評価は、アのピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものを算術平均して行うこと。
- ウ 振動ピックアップの設置場所は、緩衝物がなく十分踏固め等の行われている堅い場所で、傾斜又は凹凸のない水平面を十分確保できる場所とすること。